

社会福祉法人創奏の里法令遵守方針

当社会福祉法人創奏の里（以下「法人」と言います。）は、定款に定める社会福祉事業及び法人が運営する全ての事業を行うに当たり、法令を遵守し、適正に運営することにより地域福祉の向上に資する等社会的な使命を果たします。

1 基本方針

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」と言います。）ほか各種法令、省令、通知及び法人が自ら定める諸規程、マニュアルを遵守し、法人の事業所を利用する利用者及びそのご家族をはじめ、地域社会からの信用と信頼を確保します。
- (2) 法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備します。
- (3) 役員及び所長等幹部職員は、常に法令遵守に努め、法人職員への周知と理解を図り、適正で上質な日々の福祉サービスの提供を確保します。
- (4) 職員は、法令遵守のために常に関係する情報の収集と日々の研鑽に励みます。

2 法令遵守組織体制

(1) 法令遵守責任者

法令遵守体制を確保するために、法人の事業運営上の責任者として法令遵守責任者を置き、常務理事をもってこれにあてます。

(2) 法令遵守管理者

法令遵守が日常的に実践されるように法令遵守管理者を置き、各事業所長をもってこれにあてます。

3 法令遵守の業務

- (1) 法令遵守責任者は、法人の運営する事業が法令遵守のもと適正に行われるように、法人役員会と連携し、以下の業務を行います。
 - ① 法人及び事業所の組織体制に関する提案
 - ② 法令遵守に関する基本方針、要綱及びマニュアルの制定及び改定に関すること
 - ③ 必要に応じて法人の法令遵守状況の確認のための会議の開催
- (2) 法令遵守管理者は、各事業所の責任者として自らが行う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するために以下の業務を行います。
 - ① 自らが責任を担い運営する事業が法令を遵守しているかを必要に応じて法令遵守責任者に確認します
 - ② 自らが責任を担い運営する事業が法令を遵守しているかを必要に応じて監督官庁に確認を求めます
 - ③ 職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令を行います

④ 必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し開催します

4 職員の責務

- (1) 職員は、第1条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行います。
- (2) 職員は、自ら専門職としての職業倫理を身につけ、また、総合支援法その他の関係法令を理解して自らの業務をすいこうしなければなりません。
- (3) 職員は、法令遵守の観点から疑わしい事象があると認めた場合は、自らの上司または所長、必要に応じて法令遵守管理責任者に報告しなければなりません。
- (4) 職員は、第3条に定める法令遵守に関する研修を受講しなければなりません。

5 処分

法令に違反する行為を行った職員は、社会福祉法人創奏の里就業規則に基づき懲戒処分を受けることがあります。

6 基本方針の改定

この基本方針の改定を行った場合は、速やかに監督官庁に届け出るものとします。

附 則

この基本方針は、令和 年 月 日制定、 年 月 日から施行する。